平成２５年（フ）第７６５号
宮城県宮城郡七ヶ浜町遠山４丁目４番27―106号　県営アパート１号棟106号
債務者　小林　勇治
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　大仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第８０３号
仙台市泉区長命ケ丘６丁目３番地の43、従前の住所仙台市泉区向陽台３丁目18番22号
債務者　深谷　淳子
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三橋要一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月27日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６４１号
埼玉県飯能市大字下赤工260番地６
債務者　勝山　幸子
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小原　千代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１１０号
広島市安佐南区東野１丁目21番32―101号
債務者　渡邉　良彦
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森友　隆成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月11日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２７５号
広島市安佐南区中須２丁目６番２―803号
債務者　大村技工所こと　大村　　嶺
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　隆史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２７６号
広島市安佐南区中須２丁目６番２―803号
債務者　大村　眞紀
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　隆史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５７４号
広島市西区田方１丁目21番１―307号
債務者　瀬尾　知隆
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高尾　靖浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９３５号
広島市中区鶴見町12番７―501号
債務者　海老谷富美枝
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　誠裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９７３号
広島市中区基町19番１―1914号
債務者　たかみやこと　髙見みゆき
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　和彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１００９号
広島市東区中山鏡が丘18番20号
債務者　溝上　春三
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蓮見　和章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５８４４号
大阪市住吉区墨江４丁目13番15号　Hかがやき301号
債務者　岩本　正樹
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森岡　利浩
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第８１号
秋田県湯沢市泉沢字欠下14番地５
債務者　金子　明子
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第２１９号
山形県東根市柏原１丁目４番10号　つくしA113、前住所山形県村山市楯岡北町２丁目４番２―202号
債務者　髙橋　正任
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１９号
三重県伊勢市通町178番地１
債務者　宮間　良幸
1　決定年月日時　平成26年１月14日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第２４６号
広島県福山市大門町４丁目17番５―211号　大一ハイツ
債務者　佐伯美由記
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２５８号
広島県福山市松浜町３丁目４番44号　リヴィスタ104
債務者　池下　　忍（旧姓下垣）
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１４２８号
埼玉県加須市騎西33番地１
債務者　本多　　航
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４８２号
さいたま市見沼区大字御蔵1238番地13
債務者　有田　勇二
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係